

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2017年(平成29年)

1月16日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

「新春元氣が出るセミナー」 《東京開催》

日 時: 2017年3月17日(金)

13:30~16:30(受付 13:00~)

講 師:

第1部 税理士法人SBCパートナーズ
代表社員 柴田 昇

第2部 株式会社小宮コンサルタンツ
代表取締役 小宮一慶氏

対 象: 経営者・幹部役員・資産家

定 員: 100名(事前振込制)

参加費: 1名様 3,000円(税込)

※当セミナーは事前振込制です。ご入金を以てお申込完了とさせていただきます。また、当日キャンセルの場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

会 場: AP 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー(受付: 13F)
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2丁目6-17
※渋谷駅直結、TOHOシネマズのビルです

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース

Tel: 03-5468-3336

(担当: 森田)

Scope

相続税の課税強化

平成25年度税制改正では、相続税について、課税ベースの拡大と税率構造の見直しが行われた。具体的には、平成27年1月より、相続税の基礎控除について、改正前の「5000万円+1000万円×法定相続人数」を「3000万円+600万円×法定相続人の数」へと約6割に引き下げるとともに、最高税率も55%に引き上げられており、それまで4%前後で推移していた課税割合の上昇が注目されていた。

相続税の課税割合、8.0%へと大幅上昇 基礎控除額の引下げなど課税強化が影響

国税庁が公表した平成27年分相続税の申告状況によると、27年中に亡くなった人(被相続人)は、過去最高だった前年26年(127万3004人)を1.4%上回る129万444人だった。このうち相続税の課税対象被相続人数は、27年1月以後の相続等から基礎控除額の引下げ等が行われた課税強化により、同83.2%増の10万3043人、課税割合は8.0%とともに大幅増加した。

平成27年から課税強化され、課税割合が注目されていたが、8.0%は前年より3.6ポイント増加して、4%強で推移していた過去10年間では最高の割合となり、相続で税金がかかるのは100人に8人となった。また、相続財産価額から被相続人の債務や葬儀費用などを差し引き、相続開始前3年以内の生前贈与等を加算した相続税の課税価格は、14兆5554億円で前年比26.8%増加し、税額も1兆8116億円で同30.3%増とともに増加した。

ただし、被相続人1人当たりで見ると、課税価格が前年比30.8%減の1億4126万円、税額も同28.9%減の1758万円とともに減少した。これは、相続税改正によりこれまでなら課税対象とならなかった課税価格の少ない被相続人が多く含まれたことを物語っている。

課税対象となった被相続人の内訳をみると、課税価格1億円以下の被相続人が前年平成26年分の1万4846人から4万5392人増の6万238人へと約4倍増となっている。被相続人全体では前年分(5万6239人)に比べて4万6804人増えているが、課税価格1億円の層は、全体の増加人数を上回っている。

また、相続財産額の構成比は、「土地」が38.0%と約4割を占め、「現金・預貯金等」が30.7%、「有価証券」が14.9%、退職金や生命保険などが含まれている「その他」が11.0%、「家屋」が5.3%の順となっている。前年と比べ「土地」は3.5ポイント減少したが、「現金・預貯金等」は4.1ポイント増加し、平成に入ってから最高の構成比となった。

【注意】 当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。